

▶ 今月の相談など

市民なんでも相談（面接相談）	日時 3月7日(火) 13:00～15:00 場所 市役所 101会議室 相談員 人権擁護委員、行政相談委員 電話 ☎227-6040（市民協働課）	ふれあい相談	日時 月曜～金曜 9:00～17:00（相談員・指導員） ※月曜 9:00～12:00 金曜 14:00～17:00（臨床心理士） ※要予約 内容 小中学生の不登校・子育てなど 場所 市教育センター 電話 ☎248-8456
無料法律相談	日時 3月14日(火) 13:00～15:00 ※要予約 ※3月6日(月)8:30受付開始 場所 市役所 101会議室 電話 ☎227-6040（市民協働課）	発達相談	日時 電話 平日 9:00～16:00 面談 火曜日 9:00～12:00、13:30～17:00 木曜日 13:30～17:00 ※面談は要予約 場所 市発達相談センター 電話 ☎248-1333
消費生活相談	日時 3月17日(金) 11:30～12:00 場所 老人福祉センター椿荘 相談員 市消費生活相談員 ※予約不要、関係書類持参 ※平日8:30～17:15は市役所で随時受け付け 電話 ☎227-6054（市消費生活センター）	野々市子供相談ダイヤル・体罰110番	日時 平日 9:00～17:00 内容 小中学生のための電話相談 電話 ☎246-7830
許認可手続き・相続遺言相談	日時 3月24日(金) 13:00～16:00 ※要予約 場所 市役所 101会議室 相談員 県行政書士会会員 電話 ☎227-6040（市民協働課）	マイナンバーカード休日窓口	日時 3月11日(土)、12日(日) 9:00～13:00 場所 市民生活課 ※前日（開庁日）までに要予約 電話 ☎227-6046（市民生活課）
子育てテレホン相談	日時 平日 9:00～16:00 内容 5歳児までの子育てに関すること ☎各子育て支援センター、各保育園まで	若者サポートステーション石川出張相談	日時 3月9日(木) 14:00から ※要予約 場所 市役所 301会議室 電話 ☎235-3060（若者サポートステーション石川）
		こころの健康相談	日時 第1～4水曜日 14:00～16:00 場所 石川中央保健福祉センター 電話 ☎275-2250 ※前日までに要予約

▶ 4月のごみ・資源収集日程

☎ 市民生活課 ☎227-6052

収 集 地 区	7:30 まで			7:00 まで
	燃えないごみ あきかん・あきびん	燃える粗大ごみ ペットボトル	容器包装 プラスチック	一般ごみ
本町1・2・5・6丁目、若松町、横宮町、三納、位川、太平寺、稲荷、堀内、押野、押越	5日(水)	19日(水)	5日(水) 19日(水)	月・木
高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町、菅原団地	12日(水)	26日(水)	12日(水) 26日(水)	
本町3・4丁目、白山町、下林、栗田、矢作、藤平田	5日(水)	19日(水)	5日(水) 19日(水)	火・金
中林、上林、新庄、藤平、清金、末松、田尻町、三日市、二日市、徳用、郷、蓮花寺町、柳町、長池、野代、あすなる団地、御経塚	12日(水)	26日(水)	12日(水) 26日(水)	

くらしの コーナー

賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには!!

【事例】

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、補修費用や清掃代などで合計135,000円を請求された。

【ひとことアドバイス】

- 1 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年劣化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借り主の負担とされています
- 2 入退去時は、家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です
- 3 修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は家主側に十分な説明を求めましょう

退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借り主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約などを確認しておきましょう

参 考 (独)国民生活センター「子どもサポート情報第140号」
相談窓口 市消費生活センター（市民協働課） ☎227-6054
県消費生活支援センター ☎255-2120